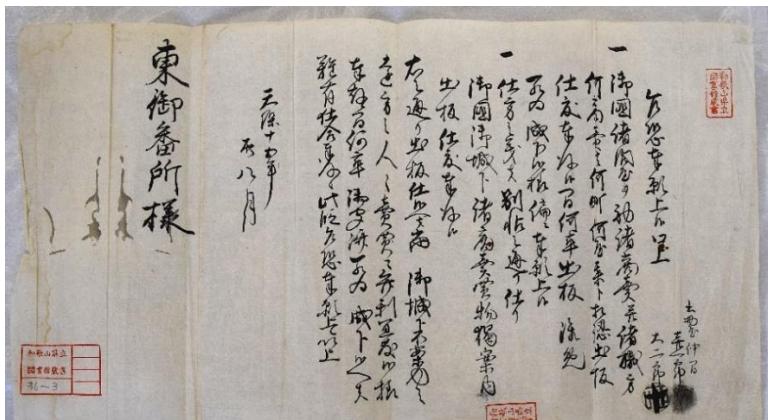


江戸時代の出版統制 一和歌山の書店坂本屋一

江戸時代後期、城下町の和歌山では、多様な商店が立ち並び町人文化が栄えていました。坂本屋喜一郎は、和歌山で出版・卸売を中心とする書店を営んでいました。喜一郎が紀州藩に出版許可を願い出した『御国御城下諸商売買物独案内』(和歌山の買い物ガイド)に関する資料から、江戸時代の町人文化と出版統制について考えます。

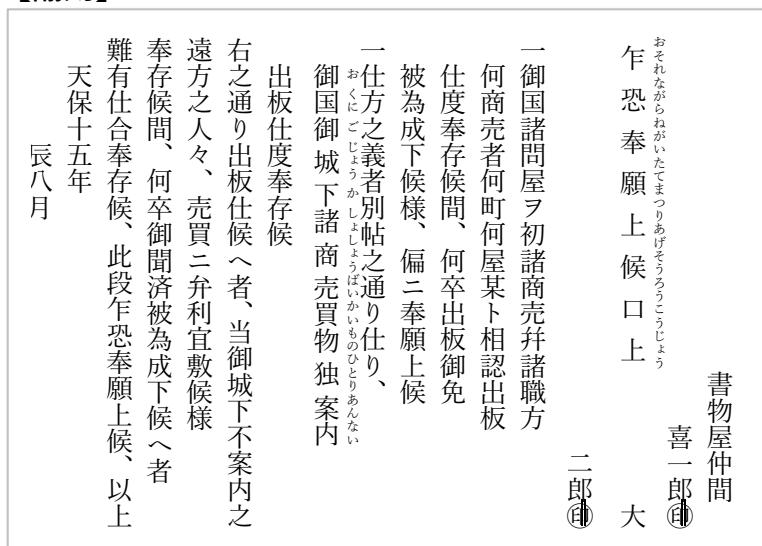
1 資料

【資料】「乍恐奉願上候口上(本の出版許可願いにつき)」

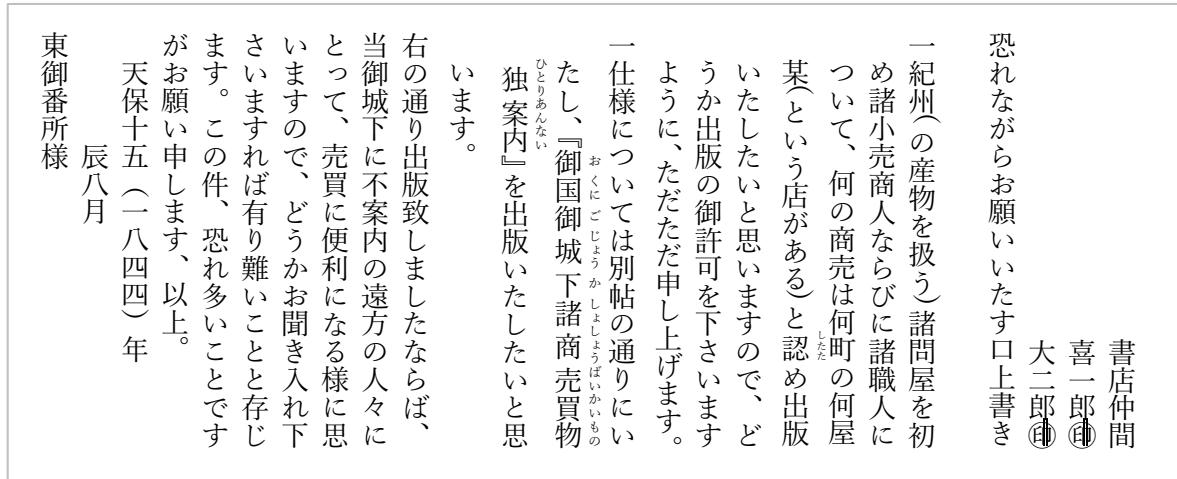


*資料全体のデジタル画像

【翻刻】



【大意】



【語句】

- 仲間…同業者組合の株仲間のこと。
- 印…本資料は町奉行所に提出した出版願の写しで坂本屋が手元に保管していたものである。提出時の姿を再現するために押印し、写しであることを示すために墨で消している。
- 口上…口頭で述べたものを文章に書いたとするもの(口上書)。近世では文書に重点が置かれるが、表題にはかつての名残で「口上」が使われた。
- 御国…ここでは紀州藩のこと。
- 問屋…生産地の商品を受け取り、都市で手数料を取り卸売する商人。
- 別帖…同時に提出された『御国御城下諸商売買物独案内』の見本。
- 御城下…ここでは城下町の和歌山のこと。
- 東御番所…紀州藩の東町奉行所のこと。現在の和歌山市広瀬地区(元町奉行丁2丁目)にあった。

2 解説

(1) 江戸時代の出版

18世紀半ば以降、様々な分野で町人文化が栄えました。各地で寺子屋などがつくられて民衆の識字率が大幅に上がると、読書をする人々が全国に広がり、書籍などが多く出版され、モノや人々の移動とともに様々な情報や文化が流通しました。

一方、1787(天明7)年、老中に就任した松平定信による寛政の改革では、幕府の権威を高め、治安の悪化を防ぐため、政治批判や風俗悪化につながると捉えられる書籍の出版を禁じ、思想家の林子平、作家の山東京伝や恋川春町、出版元の鳶屋重三郎らを処罰しました。また、1841(天保12)年から天保の改革に取り組んだ老中水野忠邦も、厳しい出版統制を行いました。

江戸時代の書店は、出版・卸売に重点を置き、貸本業も兼ねていました。江戸では書籍を出版する際、書店はまず同業者組合の世話人に、出版許可願と出版する書籍の見本を提出しなければなりませんでした。世話人は出版物の取り締まりに関する法令に違反していないか、他の書店の出版物との類似はないかなどを点検した上で、町奉行所に見本と出版許可願を提出し、許可を得ていました。

(2) 和歌山の出版

18世紀末ごろから和歌山でも、出版を行う書店が営まるようになりました。「紀伊国名所図会」を出版した帯屋伊兵衛や緒田屋平右衛門、坂本屋喜一郎・大二郎兄弟などが代表的な書店です。帯屋伊兵衛と緒田屋平右衛門は、紀州藩主徳川治宝(1771~1853)に命じられ、『貞観政要』を含む藩校学習館の所蔵本を校訂し、出版しました。(「南紀学習館蔵版」)

(3) 本資料について

「坂本屋喜一郎文書」は、江戸時代の和歌山で書店を営んでいた坂本屋喜一郎に関する文書群です。喜一郎は、1806(文化3)年以降、弟の大二郎らとともに出版に携わり、江戸時代末期の和歌山において最大規模の書店を営みました。

江戸時代は、行政組織である藩や幕府の許可なく書籍を出版する自由はありませんでした。そのため喜一郎は、1834(天保5)年、町奉行所に『御国御城下諸商売買物独案内』(以下、『買物独案内』という。)の出版願を提出しました。当時、大坂で出版された江戸の商店を紹介する買い物ガイドが好評を得ていました。喜一郎は同様のものを和歌山で実現しようとし、これがあれば和歌山に詳しくない遠くの人々にとって便利になることを理由とし出版を願い出ましたが、許可は出されませんでした。

1835(天保6)年、喜一郎は、江戸からきた十返舎一九¹と名乗る人物が和歌山の買い物ガイドの出版についてすでに江戸で許可を得ていると聞きました。そこで、喜一郎は2度目の出版願を町奉行所に提出し、一九は和歌山の者ではないので、喜一郎に出版の許可を下さるようにと記しました。ただ一九は、1831(天保2)年に亡くなっているため、喜一郎のところに訪れた一九は、偽者だったと考えられます。

本資料は、1844(天保15)年に喜一郎が提出した『買物独案内』の3度目の出版願です。このとき、書籍の見本とともに提出されました。ただ、その後実際に出版された形跡が見られないことから、出版許可は出されないまま、企画は立ち消えになったと考えられます。

書籍の見本には、いろは順の業種ごとに商店の広告の例が記されています。例えば、「い」の業種には「糸物 庭石 石工 硫黄 石摺 入は師(入れ歯師) 石灰」があります。このように、江戸時代の城下町和歌山には多様な商店が立ち並び、経済活動が盛んに行われ、町人文化が栄えていたことがわかります。

¹ 十返舎一九(1765~1831)は、笑いを取り入れ庶民の生活を描いた絵入りの滑稽本を著した人物。弥次郎兵衛と喜多八が東海道を旅する道中を描いた『東海道中膝栗毛』が代表作。

3 活用のポイント

● 中学校社会〔歴史的分野〕の場合…B 近世までの日本とアジア

近世の日本における産業の発達と文化の担い手の変化を学習する際に、民衆の間でも書籍が読まれたことや城下町には多様な商店があり町人中心の文化が栄えていたこと、藩や幕府による出版統制が厳しかったことを身近な地域の事例から学ぶことができます。

● 歴史総合の場合…B 近代化と私たち

B(2)結び付く世界と日本の開国において、本資料や解説シートを提示して「江戸時代の書店はどのような活動をしていたのだろうか。」と問いかけることで、江戸時代後期の日本では民衆の識字率が向上し、出版文化が江戸をはじめ各地の城下町で栄えていたことを学ぶことができます。

さらに見本を提示して、「資料のなかにはどのような業種が記されているだろうか。」と問いかけることで、江戸時代後期の和歌山では、多様な商店が立ち並び、経済活動が盛んに行われ、町人文化が栄えていたことを学ぶことができます。

● 日本史探究の場合…C 近世の日本と世界

江戸時代の寛政の改革や天保の改革を学習する際に、本資料と解説シートを提示して「なぜ喜一郎は町奉行所に出版許可願を提出したのだろうか。」と問いかけることで、江戸時代は書籍を自由に出版できず、藩や幕府に出版の許可をもらう必要があったことを学ぶことができます。

さらに、「なぜ藩や幕府は出版統制をおこなっていたのだろうか。」と問いかけることで、幕府や藩による支配体制を維持するために批判的な言論を封じようとしていたこと、相次ぐ飢饉や打ちこわしにより治安が悪化していたなかで風俗の悪化を防ごうとするなどの江戸時代後期の幕藩体制の動搖に対して行った引き締め政策について学ぶことができます。

また、現在の日本国憲法では、表現の自由が保障され、検閲の禁止が定められています。解説シートを参考に江戸時代と現代の行政による出版物への抑圧の違いを考察することで、社会における出版業の役割はどうあるべきかについて考えるきっかけとなります。

4 出典

- 当館所蔵 県立図書館移管資料 整理番号 9231-3 「乍恐奉願上候口上(本の出版許可願いにつき)」
※文書群の詳細については、[「県立図書館移管資料 解題」](#)をご覧ください。

5 関連資料・ウェブサイト等

- 『古文書徹底解釈 紀州の歴史 つるの嫁入り 偽一九と書物屋喜一郎』(和歌山県立文書館)
- 『江戸買物独案内』(国立公文書館デジタルアーカイブ)
- 『和歌山県下諸商独案内』(和歌山県立図書館デジタルアーカイブ)
…明治時代に刊行された和歌山県内の買い物ガイド

6 参考文献

- 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近世』和歌山県、1990年
- 佐藤至子『江戸の出版統制』吉川弘文館、2017年
- 須山高明「地方城下町の本屋」(横田冬彦編『出版と流通』平凡社、2016年)